

保健所からのお知らせ

令和3年6月1日から食品衛生法が大きく変わります

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から、事業者の方々に関連する内容が大きく変わります。ポイントは下記のとおりです。詳しくは、市のホームページをご確認ください。



■問／保健所衛生課 ☎597-6358

1 「営業許可が必要な業種」が変わります

営業許可の業種区分が実態に応じて見直され、現行の34業種から32業種へ再編されます。※すでに営業許可をお持ちの方は、許可期限までそのまま営業できます。次回更新時に別業種に変更になる場合があります。

また、これまで許可不要だった一部の業態に、営業許可の取得が義務付けられます。すでに営業している場合は、一定の経過措置期間がありますが、できるだけ早めに保健所にご相談ください。



新たに営業許可の取得が必要になる業種の例

- 漬物の製造(漬物製造業)
- そうざい半製品の製造(そうざい製造業)
- アジの開きや明太子などの水産製品の製造(水産製品製造業)
- 常温保存可能な容器包装に密封された食品の製造(密封包装食品製造業)
- 液卵の製造(液卵製造業)
- 既製品(菓子など)の小分け包装(食品の小分け業) など

2 許可不要な食品等事業に対して「営業届出制度」が始まります

営業許可が不要な食品を取り扱う営業(製造・加工・販売など)を行う場合は、保健所へ届け出が必要になります。

ただし、公衆衛生に与える影響が少ない営業や農業および水産業における食品の採取業の場合、または同一施設で同業者が営業許可を取得している場合は届け出不要です。

届け出対象事業			
旧許可業種であった営業	販売業	製造・加工業	その他
<ul style="list-style-type: none">●魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)●食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)●乳類販売業●冰雪販売業●コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	<ul style="list-style-type: none">●弁当販売業●野菜果物販売業●米穀類販売業●通信販売・訪問販売による販売業●コンビニエンスストア●百貨店、総合スーパー●自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く)●その他の食料・飲料販売業	<ul style="list-style-type: none">●添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く)●いわゆる健康食品の製造・加工業●コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)●農産保存食料品製造・加工業●調味料製造・加工業●糖類製造・加工業●精穀・製粉業●製茶業●海藻製造・加工業●卵選別包装業●その他の食料品製造・加工業	<ul style="list-style-type: none">●行商●集団給食施設●器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具または容器包装の製造、加工に限る)●露店、仮設店舗などにおける飲食の提供のうち、営業と見なされないもの

3 営業許可または届け出対象となる営業は「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理」と「食品衛生責任者の設置」が必須になります

①中小規模事業者は「手引書」を参考に、HACCPに取り組みましょう
食品等を取り扱う従事者数が50人未満である事業場では、「食品等事業者団体が作成した手引書」または「ふくしまHACCP導入手引書」を参考にしてください。



②食品衛生責任者は1施設に1人必要です

食品衛生責任者の資格を保有する方がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講しましょう。
《講習会のお問い合わせ》
福島県北食品衛生協会 ☎573-5088

食品衛生責任者の資格要件

- 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法に規定する衛生管理責任者もしくは作業衛生責任者、食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理衛生管理者
- 食品衛生監視員・食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- 都道府県知事等が行う養成講習会等を受講した者

⑦ **臨時災害ラジオ放送** 万一災害が発生した場合、市では、FMポコ(76.2MHz)を「臨時災害ラジオ放送局」として、避難所やライフラインなどに関する緊急情報をお知らせします。●問／危機管理室☎525-3793